

研究開発税制等の在り方に関する研究会及び 配布資料等の公開について

本研究会及び資料等の公開については、以下のとおりとする。

1. 本研究会の公開について

- 率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として、公開しない。

2. 議事概要及び資料の公開について

- 議事概要については、発言者を明示しない形で案を事務局において作成し、参加者の確認を受けた上で公開する。
- 資料の取扱いについては、事務局作成資料については原則として公開するものとする。参加者の提供資料等、事務局作成資料以外の資料についても、原則として公開するものの、機密情報等が含まれる場合には、資料提出者と相談の上、扱いを決定する。